

長浜市・米原市 災害廃棄物処理計画 概要版

計画策定の趣旨・位置づけ

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害、平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害、さらには令和元年度の台風 19 号などでは、大量の災害廃棄物が発生しました。

また、長浜市においては、平成 29 年 10 月の台風による虎姫地区の水害や、米原市においても平成 30 年 6 月の竜巻被害が発生し、災害廃棄物への対応策が急務となりました。

このような状況を踏まえ、滋賀県が、将来起こり得る大規模災害での被害想定を示した「滋賀県地震被害想定」をもとに、長浜市・米原市において、大規模災害発生時に災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、平常時（発災前）および発災後の災害廃棄物対策を定める本計画を策定します。

計画の位置づけとしては、廃棄物処理基本方針や災害廃棄物対策指針等を踏まえつつ、滋賀県災害廃棄物処理計画等の関連計画と整合性を図り、「長浜市地域防災計画」および「米原市地域防災計画」を補完するものとしています。

対象とする主な災害

長浜市・米原市で想定される大規模地震

断層帯名、地震名	地震規模	発生確率（30年以内）
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部/南部）	M7.6程度	不明
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（浦底-柳ヶ瀬山断層帯）	M7.2程度	不明
南海トラフ巨大地震	M8～M9クラス	70%～80%

出典：滋賀県地域防災計画[震災対策編]（滋賀県、令和2年3月）

（評価は、地震調査研究推進本部の長期評価結果によるもの）

想定される地震の特性

考慮すべき想定地震	想定地震の特性
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	長浜市・米原市に最も甚大な被害をもたらす地震 （広域的な応援要請・受援体制が特に重要となる地震）
南海トラフ巨大地震	長浜市・米原市でも甚大な被害が発生し、かつ県内の防災 力に対応すべき地震

災害廃棄物処理の基本的な考え方

1 早期の復旧・復興のための計画的な処理

原則3年以内の処理完了を目指します

2 処理体制の確保および広域処理等の推進

長浜市、米原市および湖北広域行政事務センターとの処理体制の確保

近隣市町、県との広域連携処理や民間廃棄物処理事業者との協力体制の構築

3 災害廃棄物の再生利用および減量化

災害廃棄物の分別・選別等の徹底

可能な限り再生利用および減量化による最終処分量の低減を図る

4 災害廃棄物処理に係る連携・協力の推進

各主体との連携および県や各種団体、災害ボランティア等の協力推進

5 環境衛生・安全に配慮した処理の推進

環境に配慮し、市民や事業者の安全の確保徹底、災害廃棄物の適正処理の推進

災害がれき類等の処理と仮置場

【災害廃棄物発生量】

滋賀県地震被害想定結果を用い、長浜市・米原市で最も災害廃棄物の発生量が多くなると想定される柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震と発生確率が最も高い南海トラフ巨大地震の災害廃棄物量を算出し、推計結果を示しました。想定される災害廃棄物が最も多くなると想定される発生量は約 953 千 t であり、平常時の長浜市・米原市全体排出量（年約 46 千 t 程度）の約 21 年分に相当します。

災害廃棄物発生量とその組成別構成比

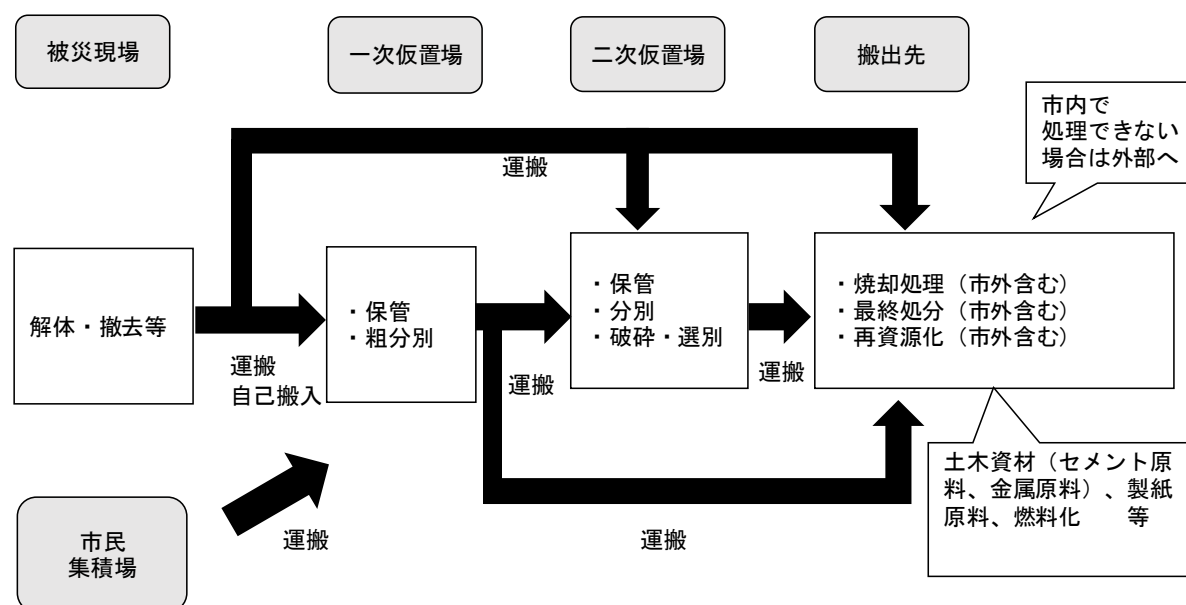
地 震	区分	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他（残材）	合 計
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	長浜市	214 千 t 25.8 %	316 千 t 38.1 %	20 千 t 2.4 %	279 千 t 33.7 %	829 千 t 100.0 %
	米原市	34 千 t 27.4 %	42 千 t 33.9 %	3 千 t 2.4 %	45 千 t 36.3 %	124 千 t 100.0 %
	合 計	248 千 t 26.0 %	358 千 t 37.6 %	23 千 t 2.4 %	324 千 t 34.0 %	953 千 t 100.0 %
南海トラフ巨大地震	長浜市	7 千 t 25.0 %	11 千 t 39.3 %	1 千 t 3.6 %	9 千 t 32.1 %	28 千 t 100.0 %
	米原市	12 千 t 27.9 %	15 千 t 34.9 %	1 千 t 2.3 %	15 千 t 34.9 %	43 千 t 100.0 %
	合 計	19 千 t 26.8 %	26 千 t 36.6 %	2 千 t 2.8 %	24 千 t 33.8 %	71 千 t 100.0 %

出典：滋賀県災害廃棄物処理計画 資料編（滋賀県、平成30年3月）

【災害廃棄物処理の概要】

災害廃棄物は、被災現場から一次仮置場へと運搬し、一次仮置場においておおよその分別を行って集積・保管します。その後、一次仮置場から二次仮置場へと運搬し、さらに詳細な分別や、種類・性状に応じて破碎・選別等の処理を行い搬出します。再生資材として利用できるものはできる限り再資源化を図り、可燃物および不燃物は焼却施設や最終処分場等で適正に処分します。

災害廃棄物処理の流れ



出典：滋賀県災害廃棄物処理計画（滋賀県、平成30年3月）を基に作成

【仮置場】

大規模災害時に発生する災害廃棄物量に応じて仮置場は、次のように分けて設定します。

仮置場の名称	特 徴	管理運営の主体
市民集積場	市民が一時的に地域で集積する場所	自治会等
一次仮置場	集積・分別を行う仮置場	市
二次仮置場	破碎・選別を行う仮置場	県（市から設置依頼）

仮置場の必要面積

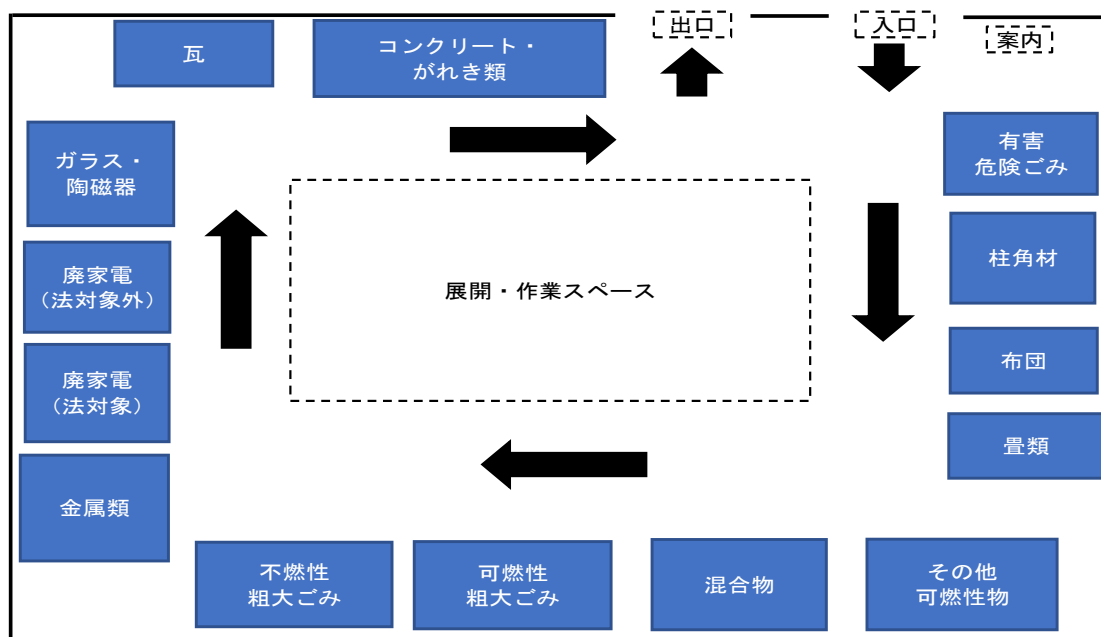
災 害	区 分	発生量 (千t)	一次仮置場 必要面積 (ha)	二次仮置場 必要面積 (ha)
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	長浜市	829	25.05	13.3
	米原市	124	3.79	
	合計	953	28.84	
南海トラフ巨大地震	長浜市	28	0.95	2.4
	米原市	43	1.30	
	合計	71	2.25	

出典：滋賀県災害廃棄物処理計画 資料編（滋賀県、平成30年3月）

注1）二次仮置場必要面積は、湖北ブロック（長浜市、米原市）での必要面積

注2）仮置場必要面積は、市町またはブロックごとに「全ての災害廃棄物」を「同時に」「1か所」に
 仮定した場合の必要面積。実際は同時に1か所とはならず、複数箇所設置し順次搬入・搬出し調整する。

一次仮置場レイアウト例



一次仮置場



二次仮置場

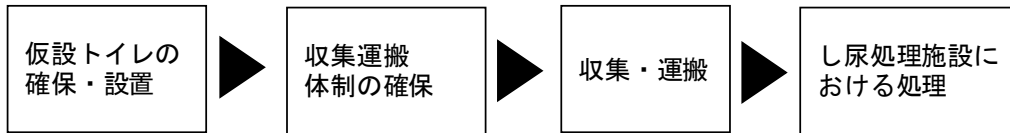


出典：環境省「災害廃棄物フォトチャンネル」ホームページ

し尿処理

被災地域のし尿処理については、仮設トイレを避難所に設置し、収集運搬体制を確保のうえ、し尿の収集を行います。収集したし尿は、稼働するし尿処理施設へ運搬し、処理します。

し尿の基本的な処理フロー



出典：滋賀県災害廃棄物処理計画（滋賀県、平成30年3月）

市民・事業者・市の役割

【住民の役割】

- ① 平常時から、家庭における減災の取組や退蔵品の適正な廃棄などにより、災害廃棄物の発生抑制に努めるものとします。
- ② 発災時には、定められた収集・分別方法に基づき適正に排出するなど、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に協力するものとします。

【事業者の役割】

- ① 大量の災害廃棄物を排出する可能性のある事業者や、危険物・有害物質等を有する事業者は、平常時から、製品に係る情報提供、災害廃棄物の発生の予防や処理方法を検討し、発災時には災害廃棄物の適正処理に協力します。
- ② 災害時の協力協定を締結している事業者は、発災時は協定に基づく協力を努めるものとします。
- ③ 必要に応じて協力協定を締結していない事業者にも協力を要請するものとします。

【長浜市・米原市の役割】

- ① 災害廃棄物は一般廃棄物であることから、長浜市・米原市が主体となって処理を行います。
- ② 施設整備や仮置場選定、関係機関・廃棄物処理事業者団体との連携、災害廃棄物処理に係る職員研修、市民への啓発・情報提供等を通じて、平常時より、災害に対応できる廃棄物処理体制を構築します。
- ③ 災害時には、被害状況等を把握のうえ、資機材や人材、廃棄物処理体制等により、適正かつ迅速な災害廃棄物処理を行います。
- ④ 他市町や他都道府県における大規模災害発生時には、支援を行う自治体として、資機材・人材の応援や広域的な処理の受入れ等に協力します。

問い合わせ

【長浜市】

長浜市市民生活部環境保全課

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

TEL 0749 (65) 6513 FAX 0749 (64) 1437

【米原市】

米原市市民部自治協働課

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地

TEL 0749 (53) 5112 FAX 0749 (53) 5138



NAGAHAMA



maibara